

岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則

平成 19 年 4 月 1 日

規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、岸和田市貝塚市清掃施設組合(以下「組合」という。)が、岸和田市及び貝塚市(以下「関係市」という。)から排出される一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)を処理するため、岸和田市岸之浦町 1 番地の 2 に設置した岸和田市貝塚市クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)の稼動に関し適正な運用を図ることを目的とする。

(稼働時間)

第 2 条 クリーンセンターは、原則として 1 日 24 時間稼動とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは臨時に休業することができる。

(受入時間)

第 3 条 廃棄物の受入時間は、原則として次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、受入時間を変更することができる。

(1) 関係市の直営、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 6 条の 2 第 1 項に基づく収集運搬を関係市が委託する者及び岸和田市貝塚市清掃施設組合廃棄物処分手数料条例(昭和 44 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 2 条第 2 項に該当する者(以下「廃棄物収集車」という。)の受入時間は、次のとおりとする。

ア 月曜日から金曜日までは、午前 8 時から午後 5 時までとする。

イ 土曜日は、午前 8 時から午前 12 時までとする。

(2) 廃棄物収集車以外(以下「一般車」という。)の受入時間は、月曜日から金曜日までの午後 1 時から午後 5 時までとする。

(搬入者の遵守事項)

第 4 条 クリーンセンターに廃棄物を搬入しようとする者(以下「搬入者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 関係市域外から排出された廃棄物を搬入しないこと。ただし、災害廃棄物等について管理者が特に認めた場合は除く。

(2) 搬入者は、関係市が一般廃棄物処理基本計画に掲げる収集できない廃棄物をクリーンセンターに搬入しないこと。

(3) 廃棄物収集車は、廃棄物収集車届(様式第 1 号)を管理者に届け出ること。

(4) 一般車による搬入者は、一般廃棄物搬入申請書(様式第 2 号)を提出の上、廃棄物の検査及び計量を受け、条例第 2 条第 1 項に定める手数料を納付すること。

(5) 搬入者は、クリーンセンターの業務を妨げないよう、又、ピット転落等の労働災害、車両事故及び施設損壊等を防止するため、係員の指示に従うこと。

(6) 搬入者は、管理者が別に定める受入基準に従って、廃棄物をクリーンセンターに搬入する

前に処理（以下「前処理」という。）及び分別をするとともに、搬送中に廃棄物の散乱等が無いよう適切な措置を講じること。

- (7) 自己の責めに帰すべき事由により事故等が発生した場合は、当該搬入者の責任で速やかに対処すること。
- (8) 関係法令等を遵守すること。

（搬入の拒否等）

第5条 管理者は、搬入者が次の各号のいずれかに該当するときは、搬入の停止若しくは禁止又はクリーンセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 前条の遵守事項を怠ったとき又はこの規則に違反したとき。
- (2) クリーンセンターにおいて、廃棄物処理に支障をきたし、又は支障をきたす恐れがある行為をしたとき。
- (3) 係員の指示に従わなかったとき。

2 管理者は、廃棄物が次の各号のいずれかに該当するときは、その搬入を拒否するものとする。

- (1) 第4条第6号に定める前処理及び分別並びに措置が不完全と認めたとき。
- (2) クリーンセンターにおいて、廃棄物処理に支障をきたす恐れがあると認めたとき。

（損害賠償）

第6条 搬入者は、自己の責めに帰すべき事由によりクリーンセンターの施設及び附属物（樹木を含む。）等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（緊急受入停止措置）

第7条 管理者は、次に掲げる場合には事前の予告なくクリーンセンターへの廃棄物の受入りを停止することができる。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条及び第13条の2に規定する警報が、岸和田市を含む地域に発令された場合
- (2) 気象情報等により前号の発令が予想される場合
- (3) 岸和田市岸之浦町を含む地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条に規定する指示等が発令された場合
- (4) クリーンセンター設備の故障等により、施設整備等の必要が生じた場合又は廃棄物の受入れができなくなった場合
- (5) 前各号のほか、管理者がクリーンセンターへの廃棄物の受入りを停止する必要があると認めた場合

（必要書類の提出）

第8条 法第19条第1項に基づく立入検査により大阪府又は関係市から指示がある場合、管理者は、第4条第3号の廃棄物収集車届若しくは同条第4号の一般廃棄物搬入申請書又はその他組合が保管する関係書類の中から必要な書類を提出する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月24日規則第2号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年9月3日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年10月21日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。